

- 先例としてムーンショット型研究推進制度の運用・評価指針を参考に構成。
- 意見交換会（協議会）の枠組みを活用し、産学官が一体となって意見交換を行うとともに国としても伴走支援を行いながらプログラムを推進。

運用・評価指針の構成

- 1 プログラムの特徴
- 2 定義（※新規：各用語の定義）
- 3 研究開発ビジョンの決定
- 4 研究開発の推進体制
- 5 研究開発の実施方法
- 6 研究開発の評価等
- 7 研究開発の対象経費
- 8 知的財産権等の取扱い
- 9 利益相反の取扱い

参考：ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針

- 1 制度の特徴
- 2 ムーンショット目標の決定及び構想の策定
- 3 研究開発の推進体制
- 4 研究開発の実施方法
- 5 研究開発の評価等
- 6 プロジェクトの対象経費
- 7 知的財産権等の取扱い
- 8 利益相反の取扱い

■ 研究開発の推進体制

- プログラム会議がとりまとめ、合同会議が決定した**研究開発ビジョンに基づき**、内閣府、文部科学省及び経済産業省が**研究開発構想を策定**し研究推進法人（FA）に提示
- プログラム会議は本プログラム全体の推進に関し**大局的見地から助言**を行うと共に研究開発構想を研究開発ビジョン達成の観点から確認し、**必要に応じ改善を指摘・助言**
- FAは研究開発構想（プロジェクト型）を推進するための者として**プログラム・ディレクター（PD）**を、研究開発構想（個別研究型）を推進するための者として**プログラム・オフィサー（PO）を任命**
- FAはPD・POと協議の上**研究開発課題を公募・採択**
- 内閣官房、内閣府、文部科学省及び経済産業省は、潜在的な社会実装の担い手と想定される関係府省・機関や民間部門等との間で、研究開発に有用な情報の交換や研究開発を効果的に推進するための**意見交換会（協議会）を開催**
 - 意見交換会では以下を取扱う。
 - ✓ 研究開発に有用な情報の収集・整理・分析
 - ✓ 研究開発の効果的な促進のための方策
 - ✓ 社会実装に向けた活用可能性や取組（規制緩和・国際標準化支援等も考慮）
 - ✓ 適切な技術流出対策・イノベーション推進方策も含めた適切なオープン・クローズ戦略 等
- PD等はプログラム会議の求めに応じ研究開発課題の進捗状況等を報告
- プログラム会議は研究開発ビジョンに基づく研究開発及び社会実装の進捗状況について、**原則として毎年度合同会議に報告**

■ 研究開発の実施方法について

- **公募**：FAが**公募・採択・運用・統括・評価**を実施。主たる研究分担者は日本の居住者（外為法上の特定類型該当者を除く）・所属機関は日本の法人格を有している機関を想定。
- **実施期間**：原則**5年以内、最大10年間**の支援を可能
- **評価**：原則、**研究開発の開始から3年目及び終了年に外部評価**。研究開発ビジョン・研究開発構想実現に向けた達成目標や内容の妥当性、意見交換会において合意された内容の進捗状況等を評価の視点とする。外部評価の結果は原則公開。
- **対象経費**：**研究開発実施・マネジメント経費**（知的財産権出願・情報管理に必要な経費を含む）を**直接経費**とする。**間接経費の額は直接経費の30%にあたる額**とする（大学・研究開発法人等以外は、事業の性質に応じた設定ができる他、さらに、大学・研究開発法人等がプロジェクト型に参画する場合においては、FAと研究代表機関の協議において直接経費の30%を上限とした適切な額を設定）

■ 知的財産権・利益相反等の取扱い

- 知的財産権は**産業技術力強化法第17条を適用**。委託先である研究開発機関又は同機関に所属する研究者等に帰属させることを基本
- 知的財産権の移転、専用実施権の設定・移転には、全て**FAの事前の承認**必要
- PD・POは研究開発課題の**研究者として原則参画不可**、PD・POと参画者・参画機関との利益相反についてはFAが公募要領において別に定める